

独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会（第5回）
議事録

1. 開催年月日：平成26年9月22日（月）

2. 出席者（敬称略）

菊池委員長、小林委員、鈴木委員、高木委員（欠席 石井委員）

3. 案件（議事）

- （1）開会
- （2）実証実験内容アップデートについて
- （3）報告書（案）について
- （4）その他
- （5）閉会

4. 配布資料

資料5-1 実験の実施内容に関するアップデート（更新部分抜粋版）

資料5-2 調査報告書（案）

5. 議事概要

- （1）実証実験内容アップデートについて
事務局より資料5-1の説明が行われた。
- （2）報告書（案）について
資料5-2に関連して、以下の質疑、意見等が出された。

<人流統計情報の提供>

- （小林委員）JR西日本に提供する情報は公表できるのか。
- （菊池委員長）鈴木委員の意見によれば、再提供は禁止である。
- （小林委員）提供情報の識別性が低減化されているかどうかを本委員会でチェックすべきではないか。
- （高木委員）情報の提供は委託であれば問題はない。
- （高木委員）全体として研究目的で提供する体制がしっかり出来ていれば、識別性が低減されているかどうかはそれほど重要ではない。低減されているかどうかの確認は必要ないのではないか。
- （菊池委員長）JR西日本から第三者への情報の再提供の禁止について提言に含めるかどうか

かご意見を頂きたい。

(高木委員) 情報が再特定できないようにして、保証もして検査もしているのであれば再提供しても良い。

(鈴木委員) ケース分けをして、統計化されれば自由流通となる。

(高木委員) 本実験の目的は災害に利用できることの実証検証なので、その範囲で、提供先も参加しているものであることの記述が必要である。

(小林委員) 取得に際しての適法性の問題と、その情報を加工して本人が分からないようにした情報の問題は別の問題である。

(高木委員) 取得の適法の理由として災害時の安全対策に利用できるための検証目的であることを条件としているのだから、提供情報についてもその目的の範囲内としなければならない。

(小林委員) 自分の情報かどうか分からなくなった情報に対してコントロール権が及ぶとは理解していない。

(菊池委員長) 目的外に使用されることを禁じるため、第三者への再提供を禁じる。あるいは、十分低減されていないのであれば第三者への再提供を禁じるという2つの案が考えられる。

(小林委員) 低減化というよりは完全な統計化で、低減ではなくゼロにするイメージである。

(高木委員) 一人ひとり識別しないでカウントするのであれば問題はない。

(事務局) ステップ1の実験は、それが防災に役立つかどうかの意見をJR西日本から意見を伺えれば良い。ステップ2実験においても同様に考えている。一般にも公開可能な範囲の情報をもとに、意見を伺うということで良いと考えている。

(菊池委員長) NICTが実験を実施して、その論文を発表し、その情報をもとにJR西日本からコメントをもらったり、意見をもらったりするという事。

(高木委員) 公開できるような情報であれば問題はない。

(菊池委員長) 当初の目的は、人流統計情報を提供する実験計画になっているので、渡すからには、個人特定性の低減化や、共同研究契約を結ぶということを書いてはどうか。提供しないのであれば、共同研究契約は不要である。

<特微量情報のプライバシー侵害性>

(小林委員) 特微量情報を消去することに関する記述を最初に記載すべき。顔認証にセンシティブな人たちにとって、一番大事な点である。

(小林委員) 顔認証にセンシティブになっている人が怖がっているのは、顔が登録されて、もう一度来たらあの人 came と言う風にわかることである。

(高木委員) 特微量情報を顔認証のなりすまし等に悪用されることは主たる問題ではない。顔の情報は指紋認証や静脈認証と違い非公開にできるものではないから。顔の特徴

量情報を取得すること自体について、「一度取得されたら将来にわたる追跡が可能になる」ことを問題とすることには反対。なぜなら顔が見える限り他所でも同じ特微量情報の取得は可能だから。あくまでも、時刻情報や位置情報と結び付けて取得することや、結び付いた情報が流出すること、また、継続的に結び付けられることを問題とすべき。

(小林委員) 悪用とか、なりすましではなく、顔認証情報を取られることが問題である。取られて、また来たという風に使われることが問題である。

(菊池委員長) 特微量情報を取ること自体がプライバシー権に触れると言う考え方は理にかなっていると思う。そういう人が一人でもいれば考慮しなければならないと思う。

(高木委員) 特微量情報を問題とする時は、時刻と場所などと共に記録されていることの問題として書けばよい。

(菊池委員長) 特微量情報と時間、場所の情報もあわせた場合、プライバシー権侵害のレベルが上がることは同意する。しかし、特微量情報のみでも問題ではないのか。

(高木委員) それには理由がない。

(菊池委員長) プライバシー権は、勝手に管理・扱われない権利と理解している。

(鈴木委員) 特微量情報の生成が直ちにプライバシー権の侵害となるわけではない。

(菊池委員長) 特微量情報については、時間と場所の情報と一体となった場合、より強いプライバシー権の侵害のレベルになるという趣旨で記載してはどうか。

(菊池委員長) 脚注で異論がある旨（特微量情報のみではプライバシー権の侵害にならない旨）を記載する方法もある。

<施設利用者への広報活動>

(小林委員) 顔特微量解析を含めた技術を、大阪駅を利用する人に分かりやすく示すため、展示ブースを設置して技術の現状を示していくべき。NICT は公的機関でもあり、社会的な責任があると思う。

(菊池委員長) ブースの設置の提言を内容に加えてはどうか。

<取得生成情報とプライバシー・個人情報との関係>

(菊池委員長) Work-ID は個人情報ということか。

(鈴木委員) Work-ID は、映像情報とともに個人情報である。

(菊池委員) Work-ID の記述について、どこまで記載しておくべきか。

(高木委員) 集計用 ID について、独立行政法人等個人情報保護法の観点では、要素ごとに見ざるを得ないが、プライバシー権侵害の観点では、要素の意図としてどのように使われるかの問題となるので、両者で書きぶりが異なってもよい。Work-ID も同じロジックであるが、すぐ消去するので、書かなくてもよいのではないか。

(高木委員) 集計用 ID それ単体には、プライバシー権によって保護される法的利益はない

と言うべきではないか。保護される法的利益があるか否かは、使い方や意図を問題としてよいはずである。

(鈴木委員) Work-ID については、脚注で記述すればよいのではないか。

<マーケティング目的での利用>

(高木委員) この実験が適法だということになれば、民間事業者がマーケティング目的で同様のことを開始することにつながるのではないかということが問題とされていることを加えたい。

(菊池委員長) 高木委員が指摘している「民間事業者がマーケティング目的で同様のことを開始することにつながるのではないかという視点」について、本委員会では、十分議論できていない。

(高木委員) 委員会の第 1 回から、研究だから認められるのであって、民間のマーケティング目的で行うことは問題であり、公的機関が行うことが認められたときに、だから民間も行っていいということになることが問題であると、ずっと言ってきている。新聞報道でもそこを指摘する記事があったと記憶している。

(小林委員) その点について、委員会としての合意は出来ていない。日経テレコンで調べた限りでは、そのような民間でのマーケティングが問題であるとの指摘はなかった。

(小林委員) 本委員会の意見として、民間のマーケティングによる扱いについてまで意見を述べることはいかなものかと思う。

(高木委員) 民間のマーケティング利用に影響を与えることを言っている。

(菊池委員長) この点については高木委員にも提言案をご検討頂きたい。

<取得・生成情報の扱い>

(高木委員) 施設から退出したと認識した場合、再度施設内に入ったときに同一人として認識されないことについてきちんと書いたほうがよい。また、一定時間経過後、速やかに消去されるという点であるが、消去されるから漏えいリスクも小さく抑えられることまで書いたほうがよい。

(小林委員) 特徴量情報は施設内で生成され、利用者が施設外に出たと認識されれば、特徴量情報は削除されるので、再度施設内に入った場合は、同一人とは認識されない。ただし、カメラが 92 台しかないので、施設外に出ても、施設外に出たと認識できない場合もあり得る。このため、必ずしも一旦外に出て、再度戻ったときに同一人物として認識されないことが保証されていない。ただしその場合でも、特徴量情報は営業時間を過ぎたら削除するとしている。それについては、報告書に記載する。

<調査報告書全般>

(高木委員) 提言の内容が、報告書の分析のどの部分を根拠としているか、その対応が明

確にするよう記述すべき。

(菊池委員長) 対応をとるようにする。

(小林委員) こうしてくれと言う提言の項目が結構あるが、こうしたということをどうやって裏打ちしていくかが重要。将来的に他の事例においても意味を持つと思う。第三者委員会が検証するのか、我々はこうすると自ら宣言して公開して、違反したら無条件に罰を負うなど、社会的に摩擦が生じそうな、でも意義があることを行うときにこういう風にやったらうまくいくというモデルを提案できると良い。また、一種の可視化であるが、実験の内容を公開していくことも信頼を得る方法だと思う。

(菊池委員長) 継続的に安全性を担保する仕組み、ペナルティを課すことを含めた契約の仕組み、公開する手段の、3つのご意見があったと理解する。

(小林委員) 1番目については検証する仕組みが重要である。

(鈴木委員) プライバシーポリシーを内部の規律や手続きと関連付けることが重要である。

(鈴木委員) 実験実施の手順やチェックリストは内部の手順の話で、公開は外部の話なので、分けた方が良い。

(小林委員) 提言の構成として、第1段階で、実験の実体問題やセキュリティに関してこうやりなさい、第2段階で、そのチェックの仕組み、第3段階で、こういう風に行っていますと言うことを不特定多数の人に表示する、この3つの順で記載していったらどうか。

(鈴木委員) PDCA でいえば、実行 (D) されたものについて、法令・内部規則や計画 (P) に照らしてその通り実施されていたかどうかを監査 (C) することになる。第三者委員会等による監査とするか、内部の監査とするかなどその方法は組織の裁量でよい。ただし、説明責任や透明性の確保の必要性については提言内容に含めるべきだ。

(小林委員) 宣言して公表していくことが重要である。

(菊池委員長) 安全管理措置のところの記述は、パラグラフを2つに分けて、定期的に特微量情報等が消去されていることを監査し、その結果を公表するという記述にしてはどうか。

(鈴木委員) それでは、安全管理だけの監査という意味になる。すべての遵守すべき内容について監査するので、項目を分けて全体の最後に置いたらどうか。

(菊池委員長) 監査と公表の記述を別に立てて記述するのでよいか。

(鈴木委員) 監査対象は、セキュリティ監査を含むすべての項目の監査を含むので、項目を別に立てにしたほうがよい。

(3) 今後の進め方について

(菊池委員長) 今後の報告書の取りまとめであるが、本日の議論も踏まえて各委員の協力を得ながら、作成作業を進めていく。各委員からコメントを頂きながら、作成・修正を進めていく。表現振り等の細かい部分については、最終的には委員長に一任し

ていただきたい。

以 上